

## 令和5年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議 会議概要

### 【開催日時】

令和5年8月3日（木） 14:00～16:00

### 【開催場所】

かごしま市民福祉プラザ 5階 小会議室1・2

### 【出席者】

#### ○委員 18名

前原会長、有馬委員、平嶋委員、青木委員、富永委員、精松委員、濱坂委員（新）、竹井委員、  
渦山委員、立石委員、山口委員（新）、原田委員、若松委員、鈴木委員（新）、永田委員、  
西牟田委員、横山委員、宇都委員

#### ○鹿児島市

こども政策課長、保育幼稚園課長、待機児童緊急対策室長、母子保健課長、こども福祉課長、  
こども家庭支援センター所長、保健予防課長、青少年課長、学校教育課長、谷山福祉課長ほか  
事務局職員

### 【会次第】

#### 1 開 会

#### 2 報告事項

(1) 鹿児島市こどもの未来応援条例の施行について

#### 3 議 事

(1) 主な施策の令和4年度実施状況と令和5年度実施計画

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

(3) 次期計画に向けての主な変更点

(4) 次期計画策定に向けた今後のスケジュール（案）

#### 4 その他

#### 5 閉 会

## 【会議の内容】

### 1. 開 会

### 2. 報告事項

#### (1) 鹿児島市こどもの未来応援条例の施行について

(会 長)

報告事項について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

資料1をもとに説明

(委員)

こどもの未来応援条例について、施行日や内容等について、学校等に通知がなされているのか。

(事務局)

小学校低学年・小学校高学年・中学、高校生向けにパンフレットを作成し、夏休みに入る前（7月中旬頃）に市内の小学校・中学校・高校の児童生徒への配布をお願いしたところである。

(委員)

学校の先生などから病院へ問合せを受けた時、資料に書いてあることであれば、病院でも対応可能だが、相談場所が分からない場合はどこに問合せればよいのか。

(事務局)

学校からの相談の内容によるが、医療に関することであれば、病院でお話を聞いてもらうこともあるかと思う。例えば虐待の案件であれば、市役所内の関係の課を案内することになる。ケースバイケースでそれぞれのセクションで担当することとなる。

(委員)

今まで受けた案件では、幼児の虐待の案件など医療と少しかけ離れている案件もあった。

(事務局)

虐待の案件であれば、「こども家庭支援センター」にご相談いただきたい。

(委員)

市立病院でも、こどもを守る会という専門部会があり活動している。虐待のケースであれば、こども家庭支援センターへ相談させていただき、今後とも連携を取らせていただきたい。

(委員)

1点目に、条例でこどもを主体とあるが、どう情報を提供するのか。こどもはどのようにアクションを起こせばいいのか教えてほしい。

2点目に、この条例は罰則等がないとのことだったが、事業者の役割について、例えば男性の育休の取得率など何か目標を達成したら表彰したり、子育てに積極的な企業は情報を公表するなど具体的な施策はあるのか教えていただきたい。

(事務局)

子どもの参画に対する周知であるが、学校に対してこの条例の周知をお願いするとともに、条例の内容が分かるように、対象学年に応じた3種類のパンフレットを作成し、配布を行ったところである。子ども自身の人権等についても、どのような環境下であっても守られるべきものであるということを周知啓発している。

また、事業者を対象とした取組として、市ではイクボスの取組などを行っているところ

であるが、現時点において、罰則規定を設けることや何かインセンティブを与えるなどは考えていない。

(委員)

1点目について、条例の子ども向けパンフレットを委員にも資料として配布していただければと思う。【会議終了後、委員に配布】

2点目について、様々な意識啓発の取組はあるが、例えば男性の育児休業の割合の問題一つにしても、劇的に改善しているわけでもないのでもう少しアクションを起こすことがあってもいいのではと思う。

(委員)

すばらしい条例ができたのではないかと感じているが、条例の中に保育所や学校などの育ち学ぶ施設の役割に、「子どもが自分で考え、学び、行動する力や、豊かな人間性、社会性を身に付けられるように支援します」とある。施設の管理者として、学校や保育所等の時間外でも、子どもがもっと学べるような施策がもう少しあれば良いと思う。

市にはこのような意見も参考にして、今後の施策を展開していただくことをお願いしたい。

(委員)

男性の育児休業の取得率に関連して、鹿児島市の育児休業の取得は進んでいないと以前お聞きしたが、現在どうなっているのか。

(事務局)

過去の実績では20%ほどではなかったかと記憶している。(令和3年度現在では、48.7%と発言修正)

以前よりは伸びてきているのではないかと感じている。

(委員)

この条例の予算などはどうなっているのか。別添資料のどこに載っているのか教えて欲しい。

(事務局)

資料2のP15～16の下から5行目に掲載している。

(委員)

本年度の予算は子どもたちの周知が主で、学校の先生方への研修等は予定していないのか。

(事務局)

中核市62市中、23市がこうした条例を策定しているが、先行して策定している市から伺ったところによると、まずは条例を知ってもらうことが大事であるということで、本年度の主な予算は、周知啓発の経費となっている。現在のところは、学校の先生へ向けた研修等は予定していない。

(委員)

今年度のことは理解した。今後の周知啓発の中に、学校の先生方の研修は入ってくるのか。

(事務局)

周知啓発は広く実施していければと考えている。

進め方については、今後検討させていただきたい。

### 3. 議事

#### (1) 主な施策の令和4年度実施状況と令和5年度実施計画

(会長)

議事(1)について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

## 資料 2 をもとに説明

(委員)

P23 の「多胎妊産婦サポーター事業」について、本制度は出産後 1 年後まで利用できる  
と認識しているが、年子の子どもさんについて利用を拡大したり、1 年後まででなく、2  
年・3 年と延長すること等は考えておられないのか。

また、この事業と似たようなホームスタート事業を行っている事業者への支援等は検討  
していないのか。令和 4 年度の利用者が 3 人であったことを踏まえ教えてほしい。

(事務局)

昨年度も同様の意見をいただいたが、本事業は昨年の新規事業として始まった事業であ  
る。対象者には母子手帳交付時に案内を行ったところであるが、4 年度については、既に  
母子手帳をもらっている方には、個別に文書等で案内をした。

りぼん館等での子育てサークルの参加者に本制度についての意見を伺ったが、制度開始  
から間もないこともあり、意見は余りいただけなかった。

本制度は事業者と事前に調整が必要で、突発的な利用が難しいこともネックではないか  
と感じている。また、周知広報も課題であると感じており、引き続き現行制度で実施しな  
がら、委員の意見等も踏まえ、今後の対応を検討してまいりたい。

なお、年子での実施やホームスタート事業者への支援などは現在のところは考えていな  
い。

(委員)

児童クラブは、P 10 に記載のとおり、181 クラブでプラスして、補助事業のクラブ  
が 35 クラブあるという理解でよろしいか。

(事務局)

そのような理解で構わない。

(委員)

児童クラブは地域によって条件は違うが、専用施設のあるクラブがほとんどなので、学  
校の空き教室が利用できないかと思っている。

小学校校舎の建て替え等があった場合、ぜひ校舎内に児童クラブの設置をお願いしたい。  
現在の専用施設では子どもの利用者に対して施設が手狭に感じるクラブもある。

また、児童クラブの運営に関して、現在まで地域のボランティア等に支えられ運営され  
ているが、責任体制等不安定なところもあるので、社会福祉法人などが受けられるよう体  
制づくりをお願いしたい。

(事務局)

一点目の専用施設の関係については、我々としてもまずは学校の中に整備することを第  
一としている。空き教室の利用に関して学校と協議をしているが、特別支援学級が増えて  
きており、学校側はそのための教室を確保しなければならず、なかなか難しいのが現状で  
ある。

なお、委員のお話であったように、過去に中山小学校で教育委員会との協議の中で学校  
の校舎内に児童クラブの専用の部屋を 2 か所設けた事例もある。

整備に関しては今後も教育委員会や学校の方とも協議が必要であり、調整を続けてまい  
りたい。

また、運営の方については、各地域の運営委員会をお願いしているところであるが、一  
度に全クラブの運営体制を変更するのは困難であるため、今後考えさせていただければと  
思う。

(委員)

P11の「乳児家庭全戸訪問事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、うつ症状の方も増えてきている。また、子どもの虐待の案件も増えてきているように感じる。3年前に比べると、かなりの件数が増えているのに対し、本事業の在り方、委託料の金額は妥当なのか教えていただきたい。

こども家庭庁も産後ケアの事業に助成を行うと聞いている。

(事務局)

本事業については、希望される全家庭に訪問を行う事業であるが、訪問を希望される方は里帰り出産などの場合でも全国の自治体で連携をとって、訪問を行うようにしている。また、医療機関に入院中であっても医療機関と連携し訪問を行う場合もある。

この開業助産師が訪問する時の委託料が計上されているが、費用に関しては全国の都市の価格を参考に料金を定めてあるので、標準的な価格ではないかと思っている。

また、うつの状況への対応については、確かに市内でも増えてきている状況で、産婦健診などで医師が聞き取りを行い、支援が必要な場合は保健センターへ連絡をいただいたりするようになっている。また、子育てに対して自暴自棄になっている場合などは、医師の判断で精神科を紹介していただいている。今後も行政・医療機関・精神科などと連携を続けてまいりたい。

なお、市では予防接種などで訪れる小児科医とも連携を図り、その時の状態を聞き取ってもらい話を聞いていただくことも行っている。

今後もこのような連携を継続してまいりたいと考えている。

(委員)

産後ケアの実施機関について、もう少し詳しく教えてほしい。

(事務局)

現状としては、鹿児島市では助産所に委託している。

現在は5か所に委託しているが、今後は増えていくのではと考えている。

(委員)

先ほどの児童クラブの質問に関連して、障害を持った子どもさんも増えてクラブを拡充してもらっているのだが、50人ぐらいの人数を狭い部屋でみているクラブもあるようなので、改善してほしいと思う。

スクールカウンセラー等について伺いたい。P44の一番下の(教育相談の充実)事業だが、予算を増やしていただき感謝している。また次のページのスクールソーシャルワーカーについて、一人の担当の方で、何名の方を見ているのか教えてほしい。スクールソーシャルワーカーを募集するにあたって、現在の状況はたくさん応募があるのか、条件や処遇面に関して適切なのか教えていただきたい。

(事務局)

市で雇用しているスクールカウンセラーは14人、120校程度を担当していただいている。スクールカウンセラーは県でも配置されているので、規模に応じた対応をしている状況である。

相談件数は年々増えてきているところである。相談回数は7,800件程度となっている。

スクールソーシャルワーカーは市で6人配置しており、対応した人数は約400人である。いろいろな機関等と連携を行った回数は約16,000回である。

スクールカウンセラーの資格に関しては、市で教職員のOBや教職員免許をもっている方に来ていただいている。現在のところ人材はそろっている。

スクールソーシャルワーカーの資格に関しては、社会福祉士の資格を持っている方に来

ていただいているが、こちらの方は人材が不足している部分もある。

(委員)

関連して、不登校や問題行動を起こす子どもが増えてきていると感じており、今の施策だけでは物足りなさを感じている。当局は十分理解していると思うが、新たな施策も考えてもらうことをお願いしたい。

## (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

(会長)

議事(1)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3をもとに説明

(委員)

谷山地区などはなかなか保育園に入れないという話を聞く、企業主導型の保育園もキャンセル待ちが多いと聞いており、谷山方面の保育園は普通に入れないことが多い。市役所に相談に行くと冷たく対応をされたとも聞いており、そういう悩みをもった方一人一人に寄り添った待機児童対策を行ってほしい。

一時預かりについて、0歳児と5歳児で一時預かりの助成金額は同じと聞いている。

0歳児と5歳児では職員の配置の状況は変わってくると思う。小さいお子さんを預かろうとすればするほど、園の手出しは増え、受け入れられる人数も少なくなる。一時預かりのニーズは小さい子どもの方が高いと思うので、今後この点については改善のご検討をお願いしたい。

(事務局)

待機児童の問題について谷山地域の話が出たが、受け皿の拡大として、市全体で840人分の受け皿の確保を行うこととしている。

また、保育士の数の確保や保育士の定着も大事ではないかと考えている。保育士確保対策や園の利用調整等に対し空き情報をショートメールサービスで案内を行ったり、ご希望の園に入れなかった方に対してもフォローを行っていくなど対応してまいりたい。

一時預かりについては、国の制度をベースに対応を行っているが、個別の状況については、それぞれ相談をしながら対応していきたいと思っている。

(委員)

保育コーディネーターについて、どのような業務を行っているのか。

(事務局)

保育コーディネーターは本庁・谷山・伊敷・吉野に配置されており、保育園の利用の手続きや空き状況の相談対応を行う業務である。保育園の空き状況は保育コーディネーターだけでなく、各園の担当の職員(市の職員)も案内を行う。初期対応は保育コーディネーターでも行うが、入りたい希望の園があれば、第一希望の園の担当の職員が対応することとなる。

## (3) 次期計画に向けての主な変更点

## (4) 次期計画策定に向けた今後のスケジュール(案)

(会長)

議事(3)(4)について、関連があるので一括して、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4、5をもとに説明

(委員)

結婚支援の取組の追加について、現在のところは男女の結婚支援制度であり、市もパートナーシップ制度などの取組は行われていて、性の多様性については充分配慮されているところだと思うが、結婚をしたい・したくないというのは、個人の自由によるものだと思うので、生き方の押し付けにならないようにご配慮いただきたい。

(委員)

未婚で子どもを持ちたい・育てたいという考えを持った方もおられることは意見として述べておきたい。

(事務局)

結婚支援の取組については、少子化対策の取組の一つとして捉えている。本市は有配偶の出生率が高い傾向にある。結婚をして子どもを持つ女性が多い傾向があると言えるので、少子化対策を進めていくにあたり結婚支援の取組も大事ではないかと考えている。

一方、結婚・出産・子育ては個人の自由な意思決定によるものであるもので、今後の計画策定等や事業を進めるにあたっては、委員のお質しのとおり、価値観の押し付けにならないように十分に留意をしながら進めてまいりたい。

(委員)

少子化対策であることは理解した。国外でも様々な少子化対策の取組を行っているが、結婚だけの支援を行っているわけではないということ意見を意見として申し上げておきたい。

(委員)

子どもの意見を反映するとのことだが、何歳から何歳までの意見を聞くのか。範囲があれば教えてほしい。

(事務局)

今後、国から示されるこども大綱などを参考にしながら、策定作業を進めてまいりたいと考えており、範囲等については、今後、この会議でお示しできればと考えている。

(委員)

若い世代の方々は、働きながら子育てをしないといけない、子どもを保育園に預けないと仕事ができない、働かないと食べていけない人も多い。

そのようなことから、結婚に対して不安を抱えているのではないかと思う。

社会福祉協議会などでもファミリーサポート事業などを行っているが、近所の方々がサポートできる体制があれば、子育てもしやすくなるのではと思う。

子育てしやすい体制づくりについてもぜひ検討していただきたい。

#### 4. その他

(会長)

委員の皆さまから何かあるか。

(委員)

会議資料は事前に配布してもらっているが今回は直前に届いた。余裕を持って資料に目が通せるよう、早くいただければ助かる。

(委員)

市役所の男性職員の育児休業に関して、取得日数や取得期間などがあれば教えてほしい。

(事務局)

所管は人事課になるが、数字があるのかを含めて確認させていただきたい。

【会議終了後、人事課に確認を行ったところ令和4年度の実績は以下の通りであった。】

(取得率)

・男性の育休取得率：61.4%

(取得期間)

・5日以上2週間未満：8.3%

・2週間以上1月以下：30.6%

・1月超半年以下：41.7%

・半年超1年以下：19.4%

(会 長)

事務局から何かあるか。

(事務局)

次回の会議は年度内に開催する予定である。改めてご案内するのでよろしくお願ひしたい。

(会 長)

本日の会議はこれで終了する。